

英国控訴院、標準必須特許（SEP）に係るFRANDライセンス条件をめぐる  
Unwired Planet v. Huawei 事件について控訴を棄却

2018年10月23日  
JETRO ティェットセルトール事務所

英国控訴院（England and Wales Court of Appeal）は、10月23日、英国高等法院（High Court of Justice）が2017年に第一審判決を示した、標準必須特許（SEP：Standard Essential Patent）に係るFRAND（fair, reasonable and non-discriminatory）ライセンス条件をめぐる Unwired Planet v. Huawei 事件につき、その控訴を棄却した。これによれば、グローバル特許ポートフォリオに基づいた本件に係るグローバルライセンスはFRANDであること、Unwired Planet 社（以下、「UP社」という。）と和解した Samsung 社のライセンス条件と Huawei 社に対するライセンス条件が異なることが差別的な扱いであるとは認められないこと、Huawei 社がグローバルライセンス条件を受諾してライセンス契約を締結しない場合にUP社が差止請求権を行使することは権利の濫用ではないことが示された。

本件は、無線通信技術（4G-LTE等）に係るSEPをグローバルに保有するUP社（※SEPはEricsson社から購入）が、Huawei社等<sup>1</sup>に対して英国で特許侵害訴訟を提起した事件に関するものである。英国高等法院による第一審判決では、グローバル特許ポートフォリオに基づいたグローバルライセンスはFRANDであること、UP社は支配的地位にあるが、本件において権利を濫用しているとは認められないこと等が示されていたところ、Huawei社が第一審判決を不服として控訴した事件である。

今回の控訴審判決では、第一審判決と同様、英国特許のみに基づいたライセンスではなく、グローバル特許ポートフォリオに基づいた本件に係るグローバルライセンスはFRANDであることが確認された。これは、グローバルライセンスは（各国特許を個別にライセンス交渉する方法に比べて）効率的なライセンスであるところ、グローバルライセンスであってもFRANDとなり得る旨示した欧州委員会によるSEPに係るガイダンス（2017年11月公表）と整合しており<sup>2</sup>、効率性の観点から実務上行われているグローバルライセンスがFRANDとなる旨控訴審判決でも認められた点で、重要な意味を有している。

また、控訴審判決では、Huawei社と類似する状況にあるとされるSamsung社がUP社と和解してライセンス契約を締結し、当該契約に係るライセンス条件がHuawei社に対するライセンス条件とは異なる（Samsung社の方が低額のロイヤリティ料率）点につ

<sup>1</sup> Huawei社以外にGoogle社及びSamsung社も提訴していたが、両者とは後に和解した。

<sup>2</sup> SEPに係るガイダンス（コミュニケーション）の「2.4 EXPLOITING AND DEEPENING FRAND EXPERTISE」を参照：<https://ec.europa.eu/docsroom/documents/26583>

き、差別的な扱いであるとは認められないことを示した。具体的には、まず、SEP 権利者がライセンス技術の価値を反映しないようなレベルでの補償しか受けられないことを SEP 権利者に強要することは標準技術の開発を阻害する点や、SEP 権利者に対する公正な利益と差止の脅威のない形での技術に対するアクセスに対する適切なバランスが重要である点を指摘した。その上で、類似した状況にある潜在的なライセンシーに対して（たとえ SEP 権利者にとって公正な収益と考えられる額より低額であっても）常に同一のライセンス条件でなければならないとする厳格なアプローチ（hard-edged approach）ではなく、ライセンス条件が、ライセンシーに依存せず特許ポートフォリオの価値によって定まるベンチマークロイヤリティ料率であれば、差別的な扱いとはならないとする第一審のアプローチ（general approach）を支持した。この点も、SEP 権利者が標準技術開発について公正な投資回収の機会を確保する観点と、ライセンシーが標準技術に対するアクセスの機会を適切に確保する観点について、どうバランスをとるのか、ライセンス条件の観点から具体的にその考え方を示すとともに、第一審判決の考え方を支持しており、重要と考えられる。

さらに、控訴審判決では、UP 社と Huawei 社との間のライセンス交渉に係る事実を検討した上で、Huawei 社がグローバルライセンス条件を受諾してライセンス契約を締結しない場合に UP 社が差止請求権を行使することは権利の濫用には当たらないことが示された。この考え方も、欧州司法裁判所（CJEU）が 2015 年に Huawei v. ZTE 事件で示した内容に矛盾しないものである。

なお、控訴審判決では、判決の最終的な結論に影響を与えないとしながらも、FRAND ライセンス条件は一つのセットに定まるとした第一審判決とは異なり、ライセンスは複雑であって、商業的な優先順位や関係当事者の経験及び選好を考慮すると、FRAND ライセンス条件は複数あり得る旨示された点も、注目される。

－ 英国控訴院の判決文は、以下参照 －

[Unwired Planet International Ltd & Anor v Huawei Technologies Co Ltd & Anor \[2018\] EWCA Civ 2344 \(23 October 2018\)](#)

－ SEP に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 －

[欧州委員会、標準必須特許（SEP）に係る専門家グループの立ち上げを開始（2018年7月9日）（PDF）](#)

[欧州委員会、知的財産権保護及びイノベーションの強化に係る対策を公表（標準必須特許（SEP）に係るガイダンスを含む）（2017年11月29日）（PDF）](#)

[欧州連合司法裁判所、標準必須特許権侵害の救済をめぐるデュッセルドルフ地方裁判所の付託質問に対して判決（2015年7月17日）（PDF）](#)

（以上）